

医療通訳派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、医療機関に対して通訳者を派遣することにより、多様な文化背景を持つ外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができるよう、言葉を中心としたサポートを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定病院 医療通訳派遣事業協定書に基づき、医療通訳派遣の対象となる病院
- (2) 医療通訳者 本事業の目的に賛同し、所定の考査に合格の後、研修を経て委嘱された者で、協定病院において中立的な立場でコミュニケーションの支援を行う者
- (3) 医療通訳コーディネーター 本事業の目的に賛同し、所定の研修を経て委嘱された者で、医療機関、通訳者、患者間の現場コーディネートを行うとともに、医療通訳者の指導を行う者
- (4) 病院コーディネーター 協定病院が指定する者で、協定病院において、病院内の通訳環境を整えるとともに、通訳業務の窓口になる者
- (5) 事務局 医療通訳派遣事業実施に係る協定書に定める事務局

(派遣の対象)

第3条 医療通訳者の派遣については、別に定める時間及び言語により派遣を行う。

(派遣の手続き)

第4条 派遣の手続きは以下のとおりとする。

- (1) 医療通訳者の派遣を必要とする者は、協定病院が配置する病院コーディネーターに対して、医療通訳者の派遣を依頼する。
- (2) 依頼を受けた病院コーディネーターは、医療通訳コーディネーターに医療通訳者の派遣を依頼する。
- (3) 医療通訳コーディネーターは、派遣する医療通訳者を決定し、病院コーディネーターに連絡する。
- (4) 前号の決定を受けた医療通訳者は、通訳を派遣する日時に協定病院の所定の場所に出向き、病院コーディネーターによる依頼者及び病院関係者との引き合わせの後、通訳業務を行う。
- (5) 医療通訳者は、実施した通訳業務の内容を病院コーディネーターに業務終了後直ちに報告し、病院コーディネーターはその内容を速やかに事務局に報告する。

(守秘義務)

第5条 医療通訳者、医療通訳コーディネーター及び病院コーディネーターは、本事業実施に際し知り得た情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。また、委嘱若しくは指定が解かれた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。(平成20年4月1日決定)